鏡野町森林づくり協議会について

平成28年4月から鏡野町森林づくり条例が施行されました。この条例は、森林を町民共有の財産として理解し、将来にわたって森林のもたらす恵みを受けることができるよう、長期的に見通し、地域の特性に応じた整備を進めることを基本理念としています。

このため、私たちに潤いのある生活環境を与えてくれる豊かな森林を、あらためて認識するとともにそれぞれの立場から鏡野町にふさわしい森林づくりに努める必要があり、一人一人が森林に対する理解を深め、私たち自身の手で森林を守り育て、より豊かな状態で次の世代に引き継ぐことが大切であると考えます。

条例第17条で、森林づくりを推進するために「鏡野町森林づくり協議会」を設置することとなっています。現在この協議会において会議や様々な活動が実施されています。

町民の皆様におかれましても、協議会の趣旨や活動などにつきまして、ご理解ご協力をよろしくお願いします。

（森林所有者の役割）
第7条　森林所有者は、基本理念にのっとり、森林づくりの重要性を深く認識し、自ら所有し又は育成する森林について、健全な整備と保全を推進し、森林の有する多面的機能が十分発揮されるよう努めるものとする。
（事業者の役割）
第8条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業の実施に当たっては、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に支障を及ぼさないよう配慮するものとする。
（町民等の役割）
第9条　町民等は、基本理念にのっとり、森林を町民共有の財産として森林づくりの重要性を認識し、森林づくり活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
2　森林とのかかわりを通じて、健康で快適な生活を実現する。
3　環境に優しい地域材の積極的な利用を図る。

第2章　森林づくりを推進するための基本的事項

（森林の適正な整備及び保全等）
第10条　町は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の適正な整備及び保全を図るとともに必要な循環システムを構築する。
（森林の把握と対策）
第11条　町は、森林の有する公益的機能の維持及び回復を図るため、関係行政機関、森林所有者、森林組合等と連携し、森林の現況の把握、森林被害等に関する調査及び対策その他必要な措置を講ずるものとする。
（地域材の利用拡大）
第12条　町は、地域材の利用の拡大を図るため、住宅等への活用の促進、町民に対する理解の促進、公共事業における利用の推進等必要な措置を講ずるものとする。
（森林づくりの普及啓発）
第13条　町は、基本理念にのっとり、町民に対して森林づくりに関する普及啓発を行うものとする。
2　普及啓発の一環として、「鏡野町森林に親しむ期間」を定め事業を推進する。
（協働による森林づくり）
第14条　町は、町民等との協働による森林づくりを推進するため、町民等に対する森林づくりに関する活動の場の提供、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。
（担い手の育成）
第15条　町は、関係行政機関等と連携し森林づくりの担い手となる人材及び技術者の育成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
（森林環境教育の推進）
第16条　町は、町民等が森林づくりについて理解及び関心を深めることができるよう、森林環境教育の推進を図るものとする。

第3章　森林づくり協議会

（設置及び所掌事務）
第17条　森林づくりを推進するため、鏡野町森林づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
2　協議会は、町の森林保全及び林業全般にわたる振興活性化について、調査研究し町長に提言する。
（組織）
第18条　協議会は、委員17名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
（1）　林業事業体に属する者
（2）　林業関係者
（3）　町議会議員
（4）　学識経験者
（5）　地区の代表者
（6）　関係行政機関の職員
（7）　その他町長が必要と認める者
（任期）
第19条　委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を防げない。
（運営）
第20条　前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、要綱で定める。
第4章　雑則
（委任）
第21条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。
附　則
この条例は、平成28年4月1日から施行する。